

# 年

## 末調整や確定申告には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の証明書の添付が必要です

①国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

納付した全額が所得税・市民税等の社会保険料控除の対象となりま  
す。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

②控除証明書は毎年11月初旬に送付されます

このため、生命保険会社等が発行

③2月初旬に送付される場合  
年の途中から国民年金に加入した  
場合など、10月2日以降に本年初め  
て保険料を納付する方については、  
翌年2月初旬に同様の証明書が送付  
されます。したがって、結果とし  
て、平成19年中に国民年金の保険料  
を納付した方の全員にこの証明書が  
送付されます。年末調整または確定  
申告の手続きの際は必ずこの証明書  
や領収証書を添付してください。

■問い合わせ 佐賀社会保険事務所

☎ 31-4191

多久市 市民生活課 国保年金係

☎ 75-6116

## 夕暮れ時の早めの ライト点灯運動 実施中

10月1日(月)から12月31日(月)まで、  
夕暮れ時の早めのライト点灯運動が  
実施されています。

日没が早まり、夕暮れ時は歩行者  
や自転車等が大変見えにくくなりま  
す。夕暮れ時に早めにライトを点灯  
すれば、運転者自身が歩行者や自転  
車等を早く発見できるだけでなく、  
歩行者や自転車等も走行中の自動車  
を早く発見できるなど、交通事故の  
危険性を減少させることができます。

また、夕暮れ時や夜間には、歩行  
者や自転車利用者は明るい服装を心  
がけ、反射材を身に付け、自転車の  
ライトは早めに点灯しましょう。



交通ルールを守り、交通事故をな  
くしましょう。

### 「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」

■問い合わせ

市民生活課 生活環境係

☎ 75-6117

## 広域センター建設 推進課たより

多久市は、人口に対してのごみ量  
が年々増加しています。ごみはなぜ  
減らないのかを考えてみましょう。

\*ごみの量が多いのはどうして？

家庭ごみの中でも、紙やプラス  
チックで出来た容器・包装が大量に  
捨てられています。(例えば、コン  
ビニ弁当の容器、紙やプラスチック  
皿・コップ、レジ袋など)使い捨て  
のものには便利ですが、ごみの増加に  
拍車をかけています。

\*ごみを減らすには？

する控除証明書と同様に、1年間に  
納付した国民年金保険料の額を証明  
する「社会保険料（国民年金保険  
料）控除証明書」（ハガキ）が、社  
会保険庁から毎年11月初旬に送付さ  
れます。証明内容は本年1月から10  
月1日までに納付された国民年金保  
険料額と、年内に納付が見込まれる  
場合の納付見込額です。

納付忘れ等がある場合も、年内に  
納付すれば、今年分の控除として申  
告することができます。

ごみを減らす方法の基本は「ごみ  
を買わない」こと、無計画な買物な  
どはしないようにしましょう。いら  
ないものをごみとして捨てる前に何  
かに使えないか考えてみましょう。

\*ごみを減らすための「5R」

①リフューズ(止める) 家庭にごみ  
となるものを持ち込まないよう  
に、レジ袋・包装・割りばしなど  
をもらわない。(出前や弁当など  
も「マイはし」で食べる。)

②リデュース(減らす) 使う量を減  
らし、必要な分だけ買う。壊れに  
くい、長く使える製品を買う。

③リユース(再使用) 洗ったりして、  
繰り返し使う。欲しい人に譲る。

④リペア(修理する) 壊れても修  
理して使う。簡単に捨てない。

⑤リサイクル(再生利用) ごみを単  
に捨ててしまうのではなく、分類  
し再生できるものは資源物として  
出す。リサイクルされた製品を  
買って使う。

\*無駄をなくす

まずは、生活の中に無駄使いがな  
いか見直してみましょう。それでも  
ごみになるものは必ず分別して、リ  
サイクルのできるものは活用するな  
ど、できることは少しずつでも実践  
していきましょう。

■問い合わせ 小城市広域清掃センター  
建設推進課 ☎ 73-8816